

事業所内保育総合推進事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 沖縄県知事（以下「知事」という。）は、事業所内保育総合推進事業における補助金（以下「補助金」という。）の交付については、沖縄振興特別推進交付金交付要綱及び沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助の目的)

第2条 この補助金は、事業所内保育総合推進事業実施要綱（平成27年5月20日制定。以下「実施要綱」という。）に基づく市町村の事業の実施に要する経費に充てるため、沖縄県が市町村に必要な経費を補助することにより、事業の的確かつ効果的な実施を図ることを目的とする。

(補助の対象)

第3条 この補助金は、実施要綱に基づき事業所内保育施設の施設整備を行う事業者（以下「事業者」という。）に対して市町村が補助する事業（以下「市町村補助事業」という。）を対象とし、知事は、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助金の算定方法)

第4条 補助金の交付額は、次により算出するものとする。この場合において、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 市町村補助事業の対象となる施設ごとに、次のア又はイで定める基準額を交付基準額とする。

ア 新設（施設を新たに建設する場合） 50,000千円

イ 改修（改修により施設を整備する場合） 27,000千円

(2) 市町村補助事業の対象となる施設ごとに、対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額（学校法人及び社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額を算出する。

(3) (1)と(2)を比較していずれか少ない方の額に3分の2を乗じた額と市町村が事業者に対して補助した額を比較していずれか少ない方の額に100分の95を乗じた額を市町村への交付額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする市町村は、知事が別に定める日までに交付申請書（第1号様式）及び添付書類を知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除

できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第6条 知事は、前条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付決定を行い、その旨を市町村長に通知するものとする。

2 知事は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（変更等の承認申請等）

第7条 補助金の交付決定を受けた市町村は、事業内容を変更、中止又は廃止する場合には、事前に知事の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更で一件の施設にかかる経費配分の変更が、それぞれの経費の20パーセント以内の増減の場合を除く。

2 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、任意の様式により速やかに事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（変更交付申請）

第8条 補助金の交付決定を受けた市町村は、補助金交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更する場合には、変更交付申請書（第2号様式）を提出しなければならない。

（産業財産権に関する届出）

第9条 補助金の交付決定を受けた市町村は、補助対象事業等に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権等（以下「産業財産権」という。）を取得した場合、またはこれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく産業財産権届出書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第10条 補助金の交付決定を受けた市町村は、補助金の交付申請を取下げようとする場合は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内又は補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに、交付申請取下げ書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

（状況報告）

第11条 補助金の交付決定を受けた市町村は、事業の遂行及び経費の支出状況について知事から要求があった場合は、速やかに事業実施状況報告書（第5号様式）を作成し、知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 補助金の交付決定を受けた市町村は、事業の完了した日から起算して30日以内又は補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（第6号様式）及び添付書類を知事に提出しなければならない。ただし、第7条第1項の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から15日以内の実績報告書（第6号様式）及び添付書類を知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付決定を受けた市町村は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（額の確定等）

第13条 知事は、前条第1項の報告を受けたときは、実績報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第7条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、市町村長に通知するものとする。ただし、知事は事業の円滑な遂行を図るため必要と認めるときは、第6条第1項の規定による補助金の交付決定通知後、概算払いにより補助金を交付することができるものとする。

2 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。

3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、知事は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消し等）

第14条 知事は、第7条第1項の補助対象事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第6条第1項の決定の内容（第7条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 法令、この要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助対象事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

(4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補

助金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずる。

- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。
- 4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第3項の規定を準用する。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第15条 補助金の交付決定を受けた市町村は、第13条の規定に基づく補助対象事業に係る補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書(第7号様式)により知事に速やかに報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 前項の返還については、第13条第3項の規定を準用する。

(補助金の請求)

第16条 補助金の交付を受けようとする市町村は、補助金の額の確定通知を受理後、補助金請求書(第8号様式)を知事に提出しなければならない。ただし、概算払いを受けようとする場合は、補助金交付決定通知の受理後とする。

(財産の管理等)

第17条 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運用を図らなければならない。

- 2 補助金の交付決定を受けた市町村は、当該年度に取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上の取得財産等があるときは、第12条に定める報告書に取得財産等明細表(第9号様式)を添付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第18条 取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上の取得財産等については、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 知事の承認を受けて前号に定める財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 3 賃貸物件による整備等取得財産に該当しない場合であっても、前条及び本条前2項の規定を準用する。

(補助金の収益納付)

第19条 補助金の交付決定を受けた市町村は、補助対象事業実施中及び終了後一定期間内に、補助対象事業の成果に基づく産業財産権の譲渡又はそれらの実施権の設定、その他出資により取得した持分に対する財産分配等により収益があったときは、収益状況報告書（第10号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助金の経理）

第20条 補助金の交付決定を受けた市町村は、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし関係証拠書類とともに補助対象事業を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

（補助金調書）

第21条 補助金の交付決定を受けた市町村は、補助対象事業にかかる歳入歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書（第11号様式）を作成しておかなければならない。

（事業者に対して付すべき条件）

第22条 補助金の交付決定を受けた市町村は、事業者に対して補助金の交付の決定をする場合には、第6条から第15条及び第17条から第20条までの規定と同一趣旨の条件を付さなければならない。

（雑則）

第23条 この要綱に定めのない事項については、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年5月20日から施行する。
- 2 この要綱は、平成31年3月31日限り、この効力を失う。但し、この要綱に基づき、同日までに交付の決定をした補助金については、同日以後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。